

森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費

74百万円（ 48百万円）

地球環境局 総務課 研究調査室

1．事業の概要

平成14年3月に改定された「地球温暖化対策推進大綱」において、京都議定書における我が国の削減目標(対基準年比6%)を達成するため、吸収源により3.9%を確保することが目標とされた。この目標の達成のため、排出・吸収目録の取りまとめ機関である環境省が中心となって、我が国の吸収源活動が確実に認められるよう、国際的な指針(「土地利用、土地利用変化及び林業に関するグッドプラクティスガイダンス」、以下LULUCF-GPG)に基づく国内体制の構築を図る。さらに、民生緑地(住宅団地やニュータウンの緑地等)の吸収量の算入を可能とし、吸収量の目標達成を確実にする。

また、京都議定書第2約束期間以降の吸収量の計上方法の検討が本格的に開始されることとなっており、我が国にとって適切な計上方法が合意されるように今後の国際交渉に対応していく。

2．事業計画

1)我が国の吸収源活動が国際的に確実に認められ、吸収量目標(3.9%)の達成が確実となる体制の構築に資するため、環境省が中心になってLULUCF-GPGに基づく吸収・排出量の報告・検証体制の設計を行う。

2)吸収量の目標達成を確実にするため、京都議定書上の「森林」の定義に該当するものの、森林・林業基本法に基づく森林や都市公園に該当せず、現状では計測・把握がなされていない住宅団地やニュータウンの緑地等のいわゆる民生緑地の吸収量の算定に必要なサンプリング調査、データ整備を行う。

3)第2約束期間以降に関する国際的交渉に向けて、我が国としての総合的な戦略構築に資するため、将来適用される可能性のある吸収源の計上方法について、調査・検討を行う。

3．施策の効果

地球温暖化防止に係る京都議定書の履行に必要な森林等による二酸化炭素吸収量(対基準年比3.9%)の確保に資する。

森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査

本事業

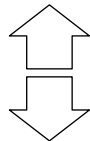
吸収源対策に関する国内体制整備確立調査

- ・国際的に認められるために森林吸収量の測定、推計、監視、報告体制の設計
- ・報告・検証に必要なデータ整備について検討
- ・上記の結果を元にした森林吸収量の試算

<確保すべき森林>

- 1)森林・林業基本計画に基づく林地
- 2)緑の政策大綱等に基づく都市公園等の緑地
- 3)民生部門が保有する住宅団地等の緑地

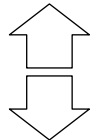
**民生緑地(住宅団地やニュータウンの緑地等)
による吸収源活動**



対応方針の評価・分析結果

国内体制の調査結果

吸収源問題に関する検討委員会



計上方法の調査結果

調査結果の評価・検討

計上方法の検討・分析調査

- 第2約束期間以降の吸収源計上オプションの検討
- ・伐採木材の計上方法の分析調査
 - ・直接的人為的影響の分離に関する検討

国際交渉

第1約束期間に関する交渉

2001年 COP7 マラケシュ合意

森林等の吸収源活動の取り扱いについて合意

<我が国は3.9%が計上可能>

2004年12月 COP10

吸収源活動の計上に関する国際的指針の承認
予定 <指針に基づく測定・推計・評価が必要>

決定事項

国際交渉において我が国が
必要する情報を提供

第2約束期間以降に関する交渉

2004年 COP10以降

第2約束期間以降の吸収源に関する検討事項
伐採木材の計上方法の検討
直接的・人為的影響と自然影響等を分離するための方法の開発

検討事項